

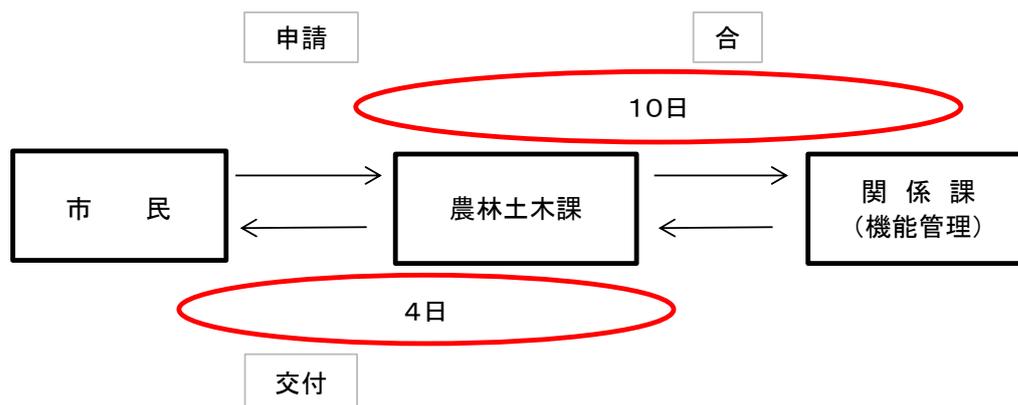
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 14

処 分 名	法定外公共物の使用許可	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を行い使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市法定外公共物管理条例(平成14年条例第5号)	
条 項	第4条第1項	
所 管 課	農林土木課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標準処理期間	計	14日
判断基準	<p>松山市法定外公共物管理条例施行規則第2条の基準に該当する場合。</p> <p>【根拠法令等】 松山市法定外公共物管理条例</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 法定外公共物の敷地内において、工作物、施設又は物件(以下「工作物等」という。)を設置し、又は除却すること。</p> <p>(2) 法定外公共物の敷地内において、土石(砂を含む。)、竹木、芝草その他の産出物を採取すること。</p> <p>(3) 法定外公共物の敷地内において、掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更をすること。</p> <p>(4) 河川等の流水又は水面を占有すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の現状に影響を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。</p> <p>2 前項の許可を受けた者が、当該許可の内容(期間の延長その他市長が定めるものを除く。)を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、前2項の許可に法定外公共物の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>松山市法定外公共物管理条例施行規則 (許可の基準)</p> <p>第2条 条例第4条第1項及び第2項の許可(以下「行為の許可」という。)は、当該行為の許可を受けようとする行為が次の各号のいずれかに該当するものに対して行うものとする。</p> <p>(1) 国及び地方公共団体が行うもの</p> <p>(2) 市の事務事業との関連性を有し、又はその円滑な執行に寄与するもの</p> <p>(3) 公共団体又は公共的団体が公共用に使用するもの</p> <p>(4) 公共上又は公益上必要なもの</p> <p>(5) その他公衆の利便に供する目的に使用するもの</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。